

# 第1章 石見銀山附地役人の身分と通婚、家族

仲野 義文

## はじめに

本研究では、近世末から近代初頭における銀山町住民の人口動態や社会構成について残存する宗門改帳と関連する文献史料を通じて考察を進めてきた。<sup>①</sup>ただ、これまでの研究は主として銀山町の住民、とりわけ鉱山労働者を中心とした考察に終始しており、隣接する大森町や銀山附地役人等の問題には未着手であった。そこで今年度は、銀山・大森両町の社会構成上重要な地位を占めると考えられる銀山附地役人を取り上げ、通婚・家族・宗旨等について関連する文献史料を整理し、彼らの身分について考えてみたいと思う。

## 1. 石見銀山附地役人の身分

### (1) 天野助次郎の身分改革

代官天野助次郎支配のとき、地役人の一斉罷免という事態が発生している。それについて弘化4年の「沢井和兵衛由緒書」<sup>②</sup>を見ると次のようにある。

寛延四未年二月廿八日、天野助次郎支配之節御吟味之上銀山附御扶持人一統御暇被下置、御奉公望之者は可願出旨被仰渡、同年三月朔日同人支配之節銀山附役人被召抱分限高御定被仰付御切米三拾俵三人扶持被下置向後父跡番代と被仰渡候旨同人申渡

寛延4年2月、代官天野助次郎は地役人一統に暇を申し付け、その上で希望者を再び召し抱えた後、新たに地役人の分限高を定めている。さらに向後父の跡を継いで地役人となる場合には「父跡番代」とすることも申し渡している。この番代とは一般に、抱席の身分の者が役人の死去、引退などによって欠員が生じた場合に、その代わりとして召抱えられることをいい、譜代席の者が代々家督を相続して役人に召し抱えられるのとは区別されている。もっとも「父跡番代」は父の代わりにその子が召し抱えられるのであるから実際には世襲といえるが、御譜代か御抱かということは身分上において重要な意味を持つことはない。また、この問題は地役人が「身分」か「職」か、という彼ら自身の存在理由にも及ぶため、天野代官のこの措置は地役人にとって極めて重大な出来事であったといえるのである。

ところで、かかる地役人の一斉罷免がどのような理由でおこなわれたのであろうか。このことについて寛延4年銀山附役人一同が代官に対して提出した口上書<sup>③</sup>では、次のように述べられている。

當地諸扶持人之儀、近年御吟味被仰出、猶又去ル巳年御支配以来段々被遂御吟味候処、  
数代相勤候者紛無御座候得共、病氣申立隠居相願致養子、其身は他所相稼候者も有之、  
名跡売買に致し候筋に相聞、御譜代と申儀に無之旨に付、御伺之上御下知相濟此度一統  
御暇被下置候

口上書によれば、地役人の罷免理由について彼らが行った名跡売買に対する疑惑を天野  
が指摘していたことがわかる。名跡売買とは、金銭によって裕福な町人が下級武士と養子  
縁組を行ってその身分を買う行為で、幕府もしばしば法令を出して旗本・御家人等による  
金銭目当ての養子縁組を禁止している。実際、代官手代の場合にあつては不正に蓄財した  
金銭で与力株を取得して幕臣となるものもいたという。<sup>④</sup> このような名跡売買を地役人自  
身が行っていたというものであるが、この事実関係については管見ながら史料上追うこと  
は出来ない。しかし、ここで注目すべきことは地役人が自らの身分について御抱えではな  
く御譜代であるという認識をもっていたという点である。このことは安政6年(1859)代  
官加藤餘十郎が勘定所に提出した上申書にも「銀山役人之儀は、慶長年中より御抱え入り  
相成り、苗跡相続仰せ付けられ来り候処」とあり、かつては地役人の名跡相続が行われた  
ことが述べられている。前述の如く名跡相続は御譜代の身分の武士に認められるものであ  
つて、御抱えの者には許されることはない。その点からすれば以前の地役人は御譜代の身  
分であったといえる。しかし、この天野の改革以降にあつては原則御抱えとして任免上処  
理<sup>⑤</sup>されており、これを契機に地役人の名跡相続は完全に否定されることとなったのであ  
る。

## (2) 地役人の身分格式

次に身分に関わる問題として衣服規定について述べてみる。長文であるが、まずは史料  
を見ることにしよう。

### 石州銀山方地役人身分之儀取斗度伺書<sup>⑥</sup>

私支配被仰付候石州銀山方地役人共儀、往古之仕来を以先々支配より引付ニ而何格与申  
分無御座、格式ニ不抱役所出席之節者上下着用勤来申候由、然ル処身分格式之儀大概順  
席者當も無之、兎角権高ニ相心得御用向取斗仕候由、既ニ大岡源右衛門支配之節御抱入  
御普請役格之もの引請申付置候処、右之ものより地役人組頭其外之ものとも上席ニ罷度  
旨申候間、同人相伺候処、御普請役格之ものより次席差置候様其節も何格与申被仰渡者  
無御座候 間、右之趣申渡候ニ付漸得心仕候由承知仕候、尚又寛政六寅年以来手附取人  
之儀御譜代ニ而病氣等之節小普請入罷成候筋目之もの手附ニ奉願旨被仰渡候儀ニ付、私  
共より手附ニ奉願候もの羽織ニ而一同彼地江越候もの執連茂御譜代ニ而株格等も御座候  
得共御普請格之もの二者御座候間、地役人共儀又ハ御席順之儀ニ付申争候儀も可有御座  
候間、地役人とも身分之儀御抱入之御家人ニ准候身分之儀ニ候哉、乍去右之もの共儀者

一躰職業ニ而及老年職役難相勤節忤跡職実躰ニ可相勤もの者御抱入奉願跡職被仰渡御座候、忤ニ而も職業難勤人柄之もの共者不奉願由御座候得共、従古来地役人ニも有御座間敷奉存候、且又彼地へ差出候手附之もの者銘々株格ニ御座候間、以来勤方ニ付差図等仕ニも差支無之様支度曾ハ御取締ニも罷成候旁ニ而地役人ニも取扱仕候様格式之儀ハ何格ニ順可申哉、心得申度奉存候、此段奉伺候以上

これは文化2年6月代官上野四郎三郎が、地役人の身分格式について勘定所に問い合わせたとき伺書である。これよると、代官大岡源右衛門支配から手附と地役人の間で席順についての問題が生じていたことがわかる。手附は、手代と同様代官所の属領であるが、寛政3年小普請組の救済のために設けられたもので、手代とは異なり純然たる幕臣である。俸禄は概ね30俵3人扶持、身分も御普請役格で通常服は羽織袴である。ところが、この伺書によると地役人の場合平服が上下勤であり、衣服制においては幕臣である手附よりも地役人の方が上位になるという、何とも複雑な関係にあったといえる。当然この上野四郎三郎の伺いに対して、勘定所からの返答は「銀山役人席順之儀、御家人手附よりも下ニ可被相心得候」と、結局地役人は手附の次席ということになっている。

さて、この問題の論点は、地役人の身分格式が「往古之仕来を以先々支配より引付」や「身分格式之儀大概順席者當も無之」と述べるごとく、特段明確な規定はなく基本的には先例や慣例を代官が追認する形で行われてきたことにある。地役人もまた幕臣の身分規定には準じるものの、しかし法令上の根拠はなくそのため先例や慣例に準拠しながら行われてきたのであった。

それでは彼らの身分上の根拠とはいったいどこにあるのだろうか。これについて地役人から代官に提出した口上覚<sup>⑨</sup>には次のことが述べられている。

石州銀山附御家人共儀者、御治世之始慶長五子年大久保十兵衛殿、彦坂小刑部殿為御上使石州江下向国中御仕置被仰渡候節より被召抱銀山方地方御用向勤役仕来申候、右大久保十兵衛殿慶長六丑年石州並諸国金銀山奉行被仰付、石見国而式万国拝領、其後石見国与受領被蒙仰、石見守殿石州銀山奉行慶長十八丑年迄引続、其後銀山跡奉行之儀者銀山附役人之内竹村源兵衛被為召出府仕候処、権現様江御目見被仰附候上丹後守与受領被仰附知行千石被下置石州銀山奉行被仰付候、右之外ニ茂當時役人共之内宗岡喜兵衛先祖宗岡弥右衛門、吉岡縫之助先祖吉岡隼人右兩人儀者権現様江御目見仕御陣羽織御時服拝領仕當時所持仕罷在候、且諸国金銀山見立其外御用之節ハ御伝馬御朱印頂戴仕御用相勤候ニ付、右御朱印数通吉岡隼人子孫吉岡縫之助所持仕罷候、尤右之内壺通二者但隼人弥右衛門江被下之与申名宛御座候

これによると、銀山役人の吉岡隼人と宗岡弥右衛門の両名は、銀山開発のため諸国を移動するため將軍徳川家康から御伝馬朱印状が授けられ、またその功績に対し家康は御目見を許し、両名に「出雲」・「佐渡」の称号と胴服を拝領していることがわかる。とりわけ、

将軍への御目見は「御目見以上、以下」の言葉に象徴されるように武士にとって身分法上重要な意味をもつことはいままでもない。その点からすれば近世初期の地役人の中には御目見以上の者がいたことになる。また、禄高も200俵をはじめ100俵という後の代官の役料に匹敵するものもいたため、彼らに準拠すれば自然「兎角権高ニ相心得御用向取斗仕候」なるのは必然である。

なお、地役人の身分はこの事件を契機に、平服は羽織袴、席順は手附の次席となり、それまでの古格をまったく失うこととなったのである。<sup>⑧</sup>

### (3) 地役人の経済活動

いまひとつ地役人の身分を考える上で、彼らの農地所有と金融活動の問題がある。ここでは銀山附役人阿部光格の日記<sup>⑨</sup>から以下この問題についてみることにしよう。

十一月廿六日

一、米八斗四升荻原村小作人関蔵小作米受取候事

閏十一月五日

一、米九斗四升荻原村小作人磯七より請取候事

一、米壺石六斗政蔵より小作米之内請取候事

閏十一月六日

一、米壺石七斗四升荻原村金次より小作米之内請取候事

閏十一月八日

一、米八斗四升五合荻原村小作人熊之助より請取候事

光格の日記は天保3年の1ヶ年間分の記事が収録されており、上記はこのうち小作米の受け取りに関する内容の一部を抜粋したものである。この記事から阿部家は大森町近隣の荻原村に農地を所有し、それを複数の小作人に貸して小作米を受け取っていたことがわかる。

また、7月3日の条には

一、荻原村所持之山林之内、凡半分程松木雑木先達而小作与之助罷越買手有之候而、相  
 払申間敷哉之旨申之ニ付、右為見合佐助孫助雇今朝遣、右山口（毛カ）上代錢四拾  
 壺貫文ニ而売払候積り、尤代錢者十月廿日迄ニ可相渡積相談取極候由ニ而夜ニ入兩  
 人とも帰ル

とあり、同じ荻原村に山林を所有していたことも見え、地役人という武士でありながら実際には農地や山林を所有し、自ら年貢を納めていたのである。さらに、光格の日記には次のような記述もある。

十月朔日

一、稲用屋伝五郎より銀両替相頼候ニ付佐之通り銀子相渡銀札受取候事

一、銀七拾四匁一分 渡

此錢七貫八百五拾五文

内

濱札 貳拾八匁

枚貳貫九百拾貳文

アキ札 三拾目

枚貳貫七百六拾文

錢壹貫五百文

小以七貫百七拾貳文受取

残六百八拾三文 不足かし

十二月四日

一、はかたや嘉左衛門より金子五拾兩借用致度旨、昨夜新切山詰所罷越申聞候ニ付貸可遣旨申聞候ニ付一昨二日金貳拾兩貸、此度五拾兩貸都合金七拾兩一紙手形ニ認利足分壹割壹分ニ而來十二月廿日元利金返済之積り手形ニ引替嘉左衛門倅清十郎へ今日金五拾兩相渡候事

この記事からわかるように、阿部家の場合前述のごとく農地や山林の所有以外に両替や貸銀などの金融業も営んでおり、多角的な経済活動を行っていたことが知られるのである。

なお、このような地役人の金融活動については、銀山附同心山中家の場合にも同様のことが認められる。例えば、第1表によると、文政3年に同家が貸し付けた口数は23口、都合でおおよそ丁銀30貫、錢52貫文にも及んでいることがわかる。貸付先を見ると田村屋・米屋・原屋等の大森町商人、高木・中場の地役人、さらに仁万村・都賀行村などの他村の農民や商人となっている。

このように地役人は身分上においては武士ではあるものの、その実態は農業・金融にも携わるなど多様な性格を示していたことが指摘されるのである。

第1表: 文政3年の貸付状況

貸付先	銀高(貫)	利銀(貫)	備考
田村屋七右衛門	1.500	0.1500	1歩
同人	1.500	0.1500	2歩
坂本・甘南備寺	2.000	0.2000	
仁万・釜屋嘉兵衛	3.000	0.3000	
波根西・吉右衛門	0.200		
石見屋覚兵衛	0.100	0.0120	月1歩
原屋条平	1.000	0.3000	月1歩
嘉庭屋兼右衛門	0.500	0.0500	年1歩
都賀行・安平	13.000	1.0400	年8朱
同人	1.040		
高木條一郎	0.500	0.0600	月1歩
米屋多平	0.500	0.0500	年1歩
三又道々要吉	1.500		
銀山・甚三郎	0.200	0.0360	1歩半
肥後屋仁兵衛	1.000	0.1000	年1歩
本谷・宗右衛門	0.240		月1歩
槇野治兵衛	0.140	0.0168	月1歩
浜原・西田屋吉太郎	2.000	0.2600	月1歩
合計	29.920	2.7248	

貸付先	錢高(貫)		備考
本谷・貞兵衛	16.840		
本谷・松次郎	16.600		
本谷・又蔵	15.339		
はちや寅太郎	3.000		
御中間・森山峯助	1.000		
合計	52.779		

出典:「文政二年卯辰巳正月貸方覚」山中家文書

## 2. 地役人の婚姻と親族関係

### (1) 地役人の通婚

地役人の通婚及び親族関係については、彼らが代官所に提出した「由緒書」や「親類書」によって把握することができる。ここでは宗岡・山内の両家を例として以下に見ることにしよう。まずは宗岡家から考察する。

宗岡家は初代を弥右衛門と称し、もとは長門国出身で代々毛利家に仕え銀山の支配にあたった。その後関ヶ原の戦いによって徳川氏が銀山を手中に収めると、御上使として下向した大久保長安に切米200石で銀山役人に召し抱えられ、長安の下で石見銀山のほか諸国金銀山の見立御用などを勤めた。こうした功績により伏見の家康に御目見得を許され、「佐渡」の官途と知行500石が与えられた。また、慶長8年には長安の支配地であった佐渡に派遣され相川金山の支配にあたり、最後は同18年佐渡国において病死。その名跡は倅の喜三兵衛によって相続され、以下寛政期の一時期を除き幕末まで代々銀山附役人及び同心を勤めた家である。

さて、同家の由緒書を整理したのが第1図である。2代目喜兵衛までは側室のみの記述であり、3代目から詳細な情報となっている。喜三兵衛は銀山附役人の野田氏の妻を嫁に娶り、4代目安兵衛を含め3男3女をもうけている。3女はそれぞれ鹿野・内坂という地役人の妻となっている。安兵衛は、銀山町の浄土真宗西本寺から嫁を娶り、5代目の弥右衛門一子をもうけている。同人ははじめ福山藩土森山家から嫁を娶ったが、のち浜田藩土根本家から後妻を迎えている。弥右衛門は6代目喜三兵衛を含めて4男2女をもうけ、うち猶右衛門は福本家へ、文五右衛門は槇野家へそれぞれ養子に迎えられている。娘もとは地役人丸茂宇右衛門の妻となっている。6代目を嗣いだ喜三兵衛は、銀山領吾郷村の酒屋源右衛門の娘を嫁に娶り、同人との間に3男2女をもうけ、このうち喜市郎は阿部家の養子となっている。喜三兵衛は前妻まきの死去にともない、後妻として大田北町の井筒屋初右衛門の娘とまを後妻として迎えた。とまも同じく再婚であり、4人の子供を連れて喜三兵衛方へ入縁した。7代目の仲右衛門は、喜三兵衛の娘たかの婿養子として地役人林家から迎えられ、8代目となる長蔵を含め3男4女をもうけている。娘のみつは銀山領川本村の丸屋へ、同じくみやは小原町の波多野家に入縁した。以上が宗岡家である。

次に山内家についてみるが、第2図は親類書をもとに同家の親族関係について図化したものである。

山内助之丞は、銀山附同心山中平左衛門と銀山領温泉津村百姓の伝三郎の娘である母との間に生まれている。後に山内宗三郎の養子となり、養父の跡を継ぎ銀山附同心を勤めるようになる。妻には同じ地役人の中西長兵衛の娘を迎えている。

養父宗三郎の父与之八は銀山領磯竹村百姓五郎兵衛の娘を娶り、宗三郎を含め2男1女をもうけている。このち1人は銀山領川合村の医師となり、いま1人は銀山附役人の玉置家に嫁いでいる。





また、助之丞には百次という実兄がいたが、彼は従弟で本多中務太輔家士の宮川岡右衛門娘を嫁に娶る。宮川岡右衛門の妻は百次の叔母で、この子供に地役人柳原家の養子となった連がいる。

以上のように宗岡・山内両家の例から、地役人の婚姻については、①地役人間、②諸藩の藩士、③百姓や商人などの異なる身分間、④従兄弟間という概ね4つのパターンに分類され、実に多様な様相であったといえるであろう。なお、百姓との婚姻については、地役人間での婚姻相手の不足がその一因に挙げられると思われるが、いま一つの要因として富裕な農民との間に親族関係を持つことによって、経済的な支援を期待したのではなかったかと推察される。このことが先にみた名跡売買に関わることもわからない。

## (2) 明治5年の「旧地役人人別改帳」の分析

八王子千人同心などの例外<sup>⑩</sup>を除いて、江戸時代武士の宗門改帳は作成されることはなかった。地役人の場合も同様であり幕政下では作成されることはなく、代わりに代官に対して次のような宗旨証文<sup>⑪</sup>の提出が行われた。

覚

一、真宗	檀那寺	銀山順勝寺	印	宗岡安兵衛
一、同宗		同寺	印 父	宗岡半蔵
一、同宗		同寺	印 母	
一、同宗		同寺	印 弟	宗岡勝五

ノ 四人 内三人男

老人女

右之通檀那寺判形取之差上ヶ申候、尤召仕之男女宗門手形拙者手前江取置申候、已上  
享保九年辰九月 宗岡安兵衛  
窪嶋作右衛門様

これは代官窪島作右衛門に提出した宗岡安兵衛の宗旨証文である。家族内の人別ごとの檀那寺が記載されている点は一般的な宗門改帳の内容と同様であるが、ただし年齢や女性の名前については記載がないのが若干の相違点である。

ところで、地役人の宗門改帳については前述の如く幕政下においては特段作成されることはなかったが、明治政権下では新たに宗門改帳の作成が行われている。地役人の宗門改帳は山中家文書に収録されるもので、およそ明治2年「法華宗宗門人別御改帳」・明治4年「元銀山附中間一同宗門帳」・明治4年「記」の3点が存在する。また、宗門改帳に類するものとして明治5年に作成された「旧地役人人別改帳」もあり、近代史料を通じて彼ら地役人の通婚や家族の実態について考察することが可能である。そこで通婚・続柄等の情報が多く記録されている「旧地役人人別改帳」を例に、幕末から明治初期における彼らの通

婚・家族・宗旨について考えてみることにする。

さて、前掲「旧地役人人別改帳」に記載された地役人の戸数は都合48戸で、第2表（P13参照）はその史料を整理したものである。個人情報を含むため苗字は伏しておく。

まず通婚関係を見ると、前節でみた宗岡・山内と同様の傾向を示していることが知られるが、とりわけ地役人相互での養子縁組が多いことが目に付く。このことは各地役人の由緒書<sup>⑩</sup>でも認められることで、家の存続のため日常的に地役人間での養子縁組が行われていたことが窺われる。

次に1世帯当たりの家族数（第3-a表）を見ると、全体では3から6名までが約9割を占めており、稀に10人という大所帯のものもいた。たいてい父母と同居の場合が多く、大規模家族では兄弟（姉妹）の同居が見られる。これらをさらに銀山附役人・同心と中間とに区別すると第3-b・c表となる。中間が小規模傾向にある一方、役人・同心にあっては8から9名といった規模も見受けられ、禄高の差がこのような違いに反映しているのではあるまいか。

第3-a表：地役人世帯状況

家族数	戸数	割合
2	9	19%
3	12	25%
4	5	10%
5	7	15%
6	10	21%
7	1	2%
8	1	2%
9	2	4%
10	1	2%
合計	48	100%

第3-b表：役人・同心世帯状況

家族数	戸数	割合
2	4	13%
3	9	28%
4	5	16%
5	4	13%
6	6	19%
7	0	0%
8	1	3%
9	2	6%
10	1	3%
合計	32	100%

第3-c表：中間の世帯状況

家族数	戸数	割合
2	5	31%
3	3	19%
4	0	0%
5	3	19%
6	4	25%
7	1	6%
8	0	0%
9	0	0%
10	0	0%
合計	16	100%

なお、比較のため銀山町の場合を見ると第4表のとおりである。銀山町では1～3名が全体の約75%にも達しており、同町住民の場合総じて小規模な家族であったことが知られる。これと先に見た地役人の状況を比較するとその差は歴然である。この差異が如何なる理由によるものかは現状ではわからないが、多分に経済的な事情がその背景にあるものと推察される。

最後に宗旨についてみることにする。（第5-a・b・c表）寺院では、大森町の浄土宗勝源寺の檀家が多く、次いで同じく大森の曹洞宗榮泉寺の順になっている。（第6-a・b・c表）また宗派別にみると浄土宗や禅宗の割合が高く、日蓮宗は比較的少ない。試みに、銀山町の場合を例にみると第6-a・b・c表のとおりである。同町では銀山町近村の天河内村満行寺（真宗）の檀家が多く、銀山町の西福寺（浄土宗）・極楽寺（浄土宗）・安養寺（真宗）の順で続く。また、宗

第4：銀山町の世帯状況

家族数	戸数	割合
0	5	2%
1	107	36%
2	55	19%
3	59	20%
4	40	14%
5	17	6%
6	4	1%
7	5	2%
8		0%
9	2	1%
10		0%
合計	294	

出典：明治4年「銀山町  
未年宗門帳」高橋家文書

派別では浄土真宗が全体の50%以上を占め次いで浄土宗となり、日蓮宗の檀家も見られる。同様に地役人と比較すると、禅宗・日蓮宗などの宗派で両者の違いを認めることができる。ただ、地役人の場合48名と集計数が少ないためこの結果をもって単純に比較することはできないが、一応の傾向として示しておきたい。

第5-a表:地役人寺院別状況

寺院名	寺数	割合
妙像寺	2	4%
妙正寺	2	4%
勝源寺	18	38%
妙光寺	1	2%
浄土寺	1	2%
西性寺	3	6%
西本坊	1	2%
順勝寺	5	10%
栄泉寺	12	25%
龍昌寺	3	6%
合計	48	100%

第5-b表:宗派別状況

宗派	寺数	割合
浄土真宗	11	23%
浄土宗	18	38%
日蓮宗	4	8%
禅宗	15	31%
合計	48	100%

第5-c表:地域別状況

地域名	寺数	割合
銀山町	13	27%
大森町	33	69%
その他	2	4%
合計	48	100%

第6-a表:銀山町の宗旨別状況

宗派	寺名	所在地	寺数	割合
真	満行寺	天河内村	29	9.86%
浄土	西福寺	銀山町	23	7.82%
浄土	極楽寺	銀山町	19	6.46%
真	安養寺	銀山町	17	5.78%
真	順勝寺	銀山町	15	5.10%
浄土	西向寺	銀山町	12	4.08%
法華	本法寺	銀山町	12	4.08%
真	瑞泉寺	西田村	10	3.40%
法華	本経寺	銀山町	9	3.06%
浄土	大安寺	銀山町	8	2.72%
真	長泉寺	銀山町	8	2.72%
禅	龍昌寺	銀山町	8	2.72%
真	徳善寺	銀山町	7	2.38%
真	西本坊	銀山町	7	2.38%
真	願勝寺	三久須村	6	2.04%
真言	寶珠寺	銀山町	6	2.04%
真	西性寺	大森町	6	2.04%
真	西善寺	銀山町	6	2.04%
法華	妙正寺	銀山町	6	2.04%
真	長泉寺	銀山町	5	1.70%
法華	妙本寺	銀山町	5	1.70%
法華	妙像寺	銀山町	4	1.36%
浄土	安立寺	銀山町	3	1.02%
真	光蓮寺	三久須村	3	1.02%
真言	清水寺	銀山町	3	1.02%
真	光善寺	波積北村	3	1.02%
真	正善坊	今市原村	3	1.02%
真	蓮教寺	東用田村	2	0.68%
浄土	勝源寺	大森町	2	0.68%
真	浄圓寺	磯竹村	2	0.68%
真	浄光寺	大国村	2	0.68%
真	善正寺	祖式村	2	0.68%
真	専徳寺	久利村	2	0.68%

真	照善坊	大国村	2	0.68%
真	西方寺	浅利村	2	0.68%
真	西楽寺	温泉津村	2	0.68%
法華	本経寺	銀山町	2	0.68%
真	正蓮寺	南佐木村	2	0.68%
真	明善寺	大田南村	2	0.68%
真	明光寺	小松地村	2	0.68%
真	龍善寺	宅野村	2	0.68%
真言	安楽寺	静間村	1	0.34%
禅	栄泉寺	大森町	1	0.34%
真	浄善寺	池田村	1	0.34%
真	浄土寺	稲用村	1	0.34%
浄土	浄光寺	福光村	1	0.34%
真言	神宮寺	銀山町	1	0.34%
真	真光寺	吉永村	1	0.34%
浄土	大願寺	大田南村	1	0.34%
禅	大龍寺	銀山町	1	0.34%
禅	長福寺	銀山町	1	0.34%
真言	長楽寺	銀山町	1	0.34%
真	常見寺	大田南村	1	0.34%
浄土	定徳寺	吾郷村	1	0.34%
真言	天神坊	銀山町	1	0.34%
禅	虎岩寺	銀山町	1	0.34%
浄土	西往寺	仁万村	1	0.34%
真	涅槃寺	井尻村	1	0.34%
禅	福誠寺	波積本郷	1	0.34%
真	満行寺	馬路村	1	0.34%
法華	妙蓮寺	大森町	1	0.34%
真	明賢寺	矢上村	1	0.34%
浄土	龍沢寺	温泉津村	1	0.34%
真	蓮教寺	跡市村	1	0.34%
合計			294	100.00%

出典: 明治4年「銀山町未年宗門帳」

第6-b表:宗派別状況

寺院名	数	%
浄土真宗	157	53%
浄土宗	72	24%
日蓮宗	39	13%
真言宗	13	4%
禅宗	13	4%
合計	294	

第6-c表:地域別状況

地域名	戸数	割合
銀山町	191	64.97%
天河内村	29	9.86%
大森町	10	3.40%
西田村	10	3.40%
三久須村	9	3.06%
大国村	4	1.36%
大田南村	4	1.36%
今市原村	3	1.02%
波積北村	3	1.02%
温泉津村	3	1.02%
浅利村	2	0.68%
磯竹村	2	0.68%
久利村	2	0.68%
小松地村	2	0.68%
祖式村	2	0.68%

宅野村	2	0.68%
東用田村	2	0.68%
南佐木村	2	0.68%
吾郷村	1	0.34%
跡市村	1	0.34%
池田村	1	0.34%
井尻村	1	0.34%
稲用村	1	0.34%
静間村	1	0.34%
仁万村	1	0.34%
波積本郷	1	0.34%
福光村	1	0.34%
馬路村	1	0.34%
矢上村	1	0.34%
吉永村	1	0.34%
合計	294	100.00%

## おわりに

これまで見たように、地役人の身分は幕臣の身分規定に準拠しつつも、実際には古例・慣例によって行われてきた。しかし、そうした身分上の慣行も寛延・文政期の両度に改められ、これを契機に幕臣の規定が適応されるようになっていった。

また、武士という身分でありながら、農地を保有し、金融業にも携わるなど多様な経済活動を行っていたほか、百姓や商人などとも通婚し、一般的な封建社会での武士とは異なる姿をもっていたものといえるのである。

- ① 仲野義文「江戸時代における銀山町の人口動向と社会構成について」(山陰宗門改帳研究会『宗門改帳からみる山陰の近世社会』2006年)。
- ② 山中家文書。
- ③ 「役人身分之儀諸伺古書物写」山中家文書。
- ④ 定兼学「代官手代一寛政改革期の風評に見る一」(久留島浩編『支配をささえる人々』吉川弘文館2000年)。
- ⑤ 「公用之諸書類留」(上野武三家文書)によると、代官大岡源右衛門支配のとき、榎野文五右衛門が提出した跡職相続の伺書に「御奉公御免」という文言があることを勘定所が指摘し、文面を「御暇」に書き替えるよう指示している。このことから天野の改革後、幕府もまた地役人の身分を「御抱え」として認識するようになったといえる。
- ⑥ 山中文書。
- ⑦ 「銀山附役人同心勤方口上覚」山中家文書。
- ⑧ 前掲「役人身分之儀諸伺古書物写」によると、代官阿久沢修理支配の文政2年(1819)に再び平役人一同が連印して組頭大賀覚兵衛等に対し古格の回復を訴え願書を提出しているが、復権には至らなかった。
- ⑨ 松岡美幸「石見銀山附地役人・阿部光格の日記 その2」(島根県古代文化センター『古代文化研究』2002年)。
- ⑩ 神立孝一「八王子千人同心」(久留島浩編『支配をささえる人々』吉川弘文館2000年)。
- ⑪ 宗岡家文書。
- ⑫ 石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山歴史文献調査報告書 一石見銀山附地役人の由緒一』島根県教育委員会 2006年。

第2表・明治5年「旧地役人」別改帳

ID	職業	戸主	妻	子供	子供	子供	子供	子供	子供	嫁	甥	父	母	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	兄弟・姉妹	伯父・伯母	祖父母	孫	その他	その他	家族数 計男/女	
1	農	細太郎	56 千代 大森町大澤 金四郎伯母	55 つね	26							潤一郎 亡	のせ 那賀郡海津 村百姓金川 吉十郎二女	79 つね	28									4 1 3	
2	農	豊次郎	21									豊石衛門 亡	いと 中山伝右衛 門四女											2 1 1	
3	農	順市	38									実父藤井伝 次郎七二男・ 兼兄篤之助 茂富二女	ミキ 大森町野沢 茂富二女											2 1 1	
4	農	清次	46 かた 大森町野沢 新吉伯母	38 とめ 兼作田元鶴 田掃土藤森 江織二女	17							実父勝間堂 之助七三男・ 兼父多左衛 門七												3 1 2	
5	農	吉十郎	45									連四郎 亡	みや	みや	11									3 1 2	
6	農	肇	32 あい 安濃郡羽根 東村百姓小 原安右衛門 處女	24 武一郎	4 みほ	8 むら	1					庸彦(隠) 90												6 3 3	
7	農	登三郎	48									実父安井三 十郎七二男・ 兼父助右衛 門七	よね	65										5 3 2	
8	農	伊七郎	55 ため 邑智郡新賀 行村百姓孫 野文造伯母	53 源香	29 正次郎	17 たき	19 とし	11 喜代作	28 かた 兼			石七郎 亡												9 5 4	
9	農	安三郎	64 すえ 藤井東三郎 婿	41 すえの	12							連 亡												3 1 2	
10	農	賢郎	10									庸彦(隠) 40	とら	38 演作 ※庸彦二男	1										4 2 2
11	農	興政	35 すて 兼父辨一郎 七處女	27 禮吉	9 重吉	4						実父沢井和 兵衛七三男・ 兼父辨十郎 七處女	はつ 山崎山崎 主天野村戸 七處女	16 ふし ※辨十郎長 子	13 せん ※辨十郎長 女	11								66 たせ 当郡温泉津 村百姓川口 辨五郎七長	10 4 6
12	農	文三郎	51									野沢茂富七 二男・兼父山 中堅五郎七 九八郎 亡	ゆき 柳原通七長 女	55										3 2 1	
13	農	善一郎	48 とも 山中交三郎婿	31								実父阿部清 右衛門七二 男・兼父由次 松三郎 亡												2 1 1	
14	農	興權	30									元彦	11 くら	2										3 2 1	
15	農	善信	31 七み 当郡磯竹村 重木善一郎 長女	26 嘉慶	7 嘉龜	2 しつ	3					実父中山半 次郎七長男・ 兼父保造七 長	まそ 松三郎長 女	16										3 2 1	
16	農	光義	36 よね 河島準助七 處女	32 弥一郎	12 三郎	8						実父中山半 次郎七長男・ 兼父保造七 長	あや 祖父武左衛 門七二女 父本仲長	51 守 父本仲長 女	15 ゆう 父本仲長 女	12								73 すわ 曾祖父重兵 衛七二男(二 女)	6 4 2
17	商業	金十郎	19									実父阿部清 右衛門七長 男・兼父美兒 謙一郎	しゆん 出雲國藤石 郡藤原村百 葉片岡神兵 衛三女	57 とよ 兄謙一郎長女	8									5 2 3	
18	農	正雄	24									光義(隠) 46 兼父忠房 一郎七長男・ 兼父島本郎		ふさ 父島本郎長女	4										3 1 2
19	農	光壽	26 しけ 那賀郡市村 百姓山口藤 橋次三女	23 らく	3 寛代	*						光義(隠) 46 兼父忠房 一郎七長男・ 兼父島本郎		ふさ 父島本郎長女	4										6 2 4



